



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 サトレストランシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 重里 政彦
(コード番号 8163 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
(TEL 06-7222-3101)

「監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更」を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 49 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化と、役割と責任を明確化し、透明性の高い経営に努めるとともに、経営判断のスピードを一層高めていきます。

(2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 49 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議し、同日に定款変更の効力発生を予定しております。

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ～第 16 条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10 名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠により就任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議をもって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p>	<p>第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第 25 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 25 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役への業務執行の決定の委任)</u></p>
	<p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 28 条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 29 条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u> 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 31 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の権限)</u> 第 32 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(決議の方法)</u> 第 34 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(決議の方法)</u> <u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第32条 監査等委員会は、特に法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u>
第37条～第38条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第33条～第34条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第40条～第46条 (条文省略)	第36条～第42条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項所定の監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本条は効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第3条 変更後の第4条(機関)、第4章及び第5章(変更前定款第5章の削除を含む)ならびに第6章の規定は、平成29年6月29日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものとする。なお、本条は効力発生效后これを削除する。</u></p>

以上